

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

令和2年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で19万6,127人と7年連続で増加しており、長野県内でも約3,800人が不登校と、依然高水準で推移しています。

また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上の条件に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いとなっているなど、事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する家庭については、利用料などの経済的負担に加えて、近隣に民間施設がない場合には、遠方への通学のための身体的、時間的負担、心理的負担も抱えています。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくないと考えられます。

このことから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第3条の基本理念の第2号に規定される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。」が果たされているとはいえない状況であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考えます。

以上のことから、国においては、不登校児童生徒の多様な学習機会を確保するため、下記事項が実現されますよう、強く要請いたします。

記

- 1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律制定の際に衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそ

れぞれ附帯決議した「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。

2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年9月16日

伊 那 市 議 会